

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

2026年（令和8年）3月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2026年（令和8年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、引用元である「藤沢市立学校教職員服務規程」の改正に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教委規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

別表第3 藤沢市教育委員会之印の項用途の欄中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教委規則第3号)新旧対照表

改正後 (案)								現行							
別表第3 (第13条関係)								別表第3 (第13条関係)							
公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者	公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	管守者
(略)								(略)							
藤沢市教育委員会之印	16	てん書	方15	木印	1	藤沢市立学校教職員服務規程(平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号) <u>第4条</u> 第1項に規定する身分証明書	学務保健課長	藤沢市教育委員会之印	16	てん書	方15	木印	1	藤沢市立学校教職員服務規程(平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号) <u>第5条</u> 第1項に規定する身分証明書	学務保健課長